

返戻金制度に関する事項

当事業所は返戻金制度を設けています。返戻金制度の内容は以下のとおりです。

紹介した人材が、自己の都合により退職した場合、退職時期により以下の表の割合で、報酬を求人者へ返還します。

退職時期	返還する人材紹介手数料
入社から 1 ヶ月以内	8 0 %
入社から 3 ヶ月以内	5 0 %
入社から 6 ヶ月以内	1 0 %

※医療系の求人は、返還する人材紹介手数料率を別の定めに変更する場合があります。
人材紹介契約書により具体的に定めます。

※また、紹介した人材の退職理由が以下のいずれかに該当する場合、返還対象外とします。

- (1) 求人者の責に帰すべき事由による退職
- (2) 労働条件相違による退職
- (3) ハラスメント、人間関係その他職場環境に起因する退職
- (4) 整理解雇その他会社都合退職
- (5) 死亡退職
- (6) 労働契約法第 16 条に照らし無効となる可能性がある解雇